平成２６年（フ）第２７８９号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ５―107号
債務者　谷本　静子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７９２号
大阪市生野区中川東２丁目16番４―616号
債務者　宮腰　文美（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８５０号
大阪府豊能郡能勢町下田尻227番地の135、前住所兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目31番地11
債務者　井上　康治
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８５７号
大阪府箕面市半町３丁目16番27号
債務者　林　麻由子（旧姓神野）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９１７号
大阪市東淀川区小松３丁目19番14号モリハイム小松Ⅱ205号
債務者　杉本　嘉輝
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９３７号
大阪市淀川区三津屋南２丁目４番36号リブランス河村マンション202号、前住所大阪市淀川区十三東３丁目12番29号
債務者　松田　朗典
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９５３号
大阪府吹田市五月が丘南８番10―401号
債務者　森本　節子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０２１号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目50番20号プレステル阪南303号
債務者　町北　大二
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０２２号
大阪府大東市御供田１丁目19番35号　レヴェパルテール303号
債務者　堤　　有香（旧姓笹田）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０号
沖縄県宮古島市平良字下里395番地５　ウエストオーシャン201
債務者　近藤　邦之
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで　那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第１１号
沖縄県宮古島市平良字下里395番地５　ウエストオーシャン201
債務者　近藤　美樹
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで　那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第１４３号
岡山県井原市東江原町181番地26
債務者　吉中　江利
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
函館市新川町13番７―102号　ホワイトタイム
債務者　工藤　瑞穂（旧姓鷹）
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２０４号
函館市上湯川町32番５―406号
債務者　川村　智巳
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第６３号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野1824番地１
債務者　四橋　秀基
1　決定年月日時　平成26年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
岐阜県海津市南濃町田鶴708番地35
債務者　平田　一弥
1　決定年月日時　平成26年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢１番地　愛知教育大学学生寮Ａ307号、前住所愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢114番地２　広栄荘311号
債務者　海平　将旭
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係